



# 島根県報

令和4年3月22日（火）

号外第27号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【条 例】

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	(総 務 課)	12
島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例	( 〃 )	14
島根県吏員恩給条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	15
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	( 〃 )	16
会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例	( 〃 )	18
島根県手数料条例の一部を改正する条例	(財 政 課)	19
島根県県税条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	20
島根県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例	(健 康 推 進 課)	23
島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	( 〃 )	24
島根県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	( 〃 )	25
島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例	( 〃 )	26
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例	(青 少 年 家 庭 課)	27
島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例	(障 がい 福 祉 課)	28
島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指 定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等 の一部を改正する条例等の一部を改正する条例	( 〃 )	29
島根県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例	(道 路 建 設 課)	30
島根県港湾施設条例の一部を改正する条例	(港 湾 空 港 課)	40
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	(建 築 住 宅 課)	43
島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(企 業 局 総 務 課)	46
島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	(病 院 局)	47
県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関 する条例の一部を改正する条例	(教 育 庁 総 務 課)	48
県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条 例	(学 校 企 画 課)	49
地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(警 察 本 部)	50
警察に関する手数料条例の一部を改正する条例	( 〃 )	51
島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に 関する条例の一部を改正する条例	(議 員 提 出)	54

## 公布された条例等のあらまし

### ◇貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第1号）

#### 1 条例の概要

##### (1) 青年農業者等早期経営安定資金関係（第2条関係）

返還債務を免除することができる貸付金から青年農業者等早期経営安定資金を削除することとした。

##### (2) 医学生地域医療奨学金関係（第2条関係）

次の条件を満たす場合には、債務の全部を免除することとした。

ア 大学（自治医科大学を除く。）在学中に貸付金の貸付けを受けていた者（エに該当する者を除く。）が、医師国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の2倍に相当する期間を経過する日までの間に、指定医療機関において、臨床研修を受け、かつ、その期間を含めて貸与期間の2分の3に相当する期間医師の業務に従事したとき。

イ 大学院在学中に貸付金の貸付けを受けていた者（大学院入学前に臨床研修を修了した者を除く。）が、大学院の課程を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の翌月の初日（大学院の課程を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の末日までに医師免許を取得していない者にあつては、医師国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日）から貸与期間の2倍に相当する期間を経過する日までの間に、指定医療機関において、臨床研修を受け、かつ、その期間を含めて貸与期間の2分の3に相当する期間医師の業務に従事したとき。

ウ 大学院在学中に貸付金の貸付けを受けていた者（大学院入学前に臨床研修を修了した者に限る。）が、大学院の課程を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の2倍に相当する期間を経過する日までの間に、指定医療機関において、貸与期間の2分の3に相当する期間医師の業務に従事したとき。

エ 大学在学中に貸付金の貸付けを受けていた者（鳥取大学医学部に在学していた者のうち島根県枠として入学し、その課程を修了した者に限る。）が、医師国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から12年（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため指定医療機関において医師の業務に従事することができなかった期間（指定医療機関以外従事等期間がある場合であつて、指定医療機関以外従事等期間があることについてやむを得ない事由があると知事が認めるときにおける当該指定医療機関以外従事等期間と鳥取大学医学部附属病院において医師の業務に従事した期間（臨床研修を受ける期間を除く。）を通算した期間のうち知事が別に定める上限以内の期間を含む。）を除く。）を経過する日までの間に、指定医療機関において、臨床研修を受け、かつ、その期間を含めて9年間医師の業務に従事（特定地域医療機関において4年以上医師の業務に従事した場合に限る。）したとき。

#### 2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)については、公布の日から施行することとした。

### ◇島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第2号）

#### 1 条例の概要

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う引用する条項等の整理

#### 2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

### ◇島根県吏員恩給条例の一部を改正する条例（条例第3号）

#### 1 条例の概要

- (1) 恩給を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫に担保に供することができるとする例外規定を削除することとした。（第11条関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

◇職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

1 条例の概要

- (1) 非常勤職員に係る育児休業及び部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上とする要件を廃止することとした。（第2条・第28条関係）
- (2) 職員から妊娠又は出産等についての申出があった場合において任命権者が講じなければならない措置等を定めることとした。（第32条関係）
- (3) 育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、任命権者が講じなければならない勤務環境の整備に関する措置を定めることとした。（第33条関係）

2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

◇会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例（条例第5号）

1 条例の概要

- (1) 会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正（第5条関係）

支給月	改正前	改正後
6月	100分の117.5	100分の115
12月	100分の117.5	100分の115

- (2) 会計年度任用職員の報酬の上限額の改定（別表第1関係）

職員の種別	区 分	改正前	改正後
調査研究業務に従事する者	日額	11,600円	12,000円
	時間額	800円	830円
軽作業に従事する者	日額	6,200円	6,400円
	時間額	800円	830円

2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

◇島根県手数料条例の一部を改正する条例（条例第6号）

1 条例の概要

- (1) 行政書士法関係手数料（別表1の項関係）

行政書士試験に係る手数料の額の改定

改正前	改正後
7,000円	10,400円

- (2) 高圧ガス保安法関係手数料（別表8の項関係）

ア 高圧ガス製造保安責任者試験に係る手数料の額の改定

- (ア) 乙種化学責任者免状に係るもの

改正前	改正後
9,300円 (8,800円)	11,600円 (11,100円)

- (イ) 丙種化学責任者免状に係るもの

改正前	改正後

8,700円 (8,200円)	10,300円 (9,800円)
-----------------	------------------

(7) 乙種機械責任者免状に係るもの

改正前	改正後
9,300円 (8,800円)	11,600円 (11,100円)

(エ) 第2種冷凍機械責任者免状に係るもの

改正前	改正後
9,300円 (8,800円)	11,600円 (11,100円)

(オ) 第3種冷凍機械責任者免状に係るもの

改正前	改正後
8,700円 (8,200円)	10,300円 (9,800円)

イ 高圧ガス販売主任者試験に係る手数料の額の改定

(7) 第1種販売主任者免状に係るもの

改正前	改正後
7,900円 (7,400円)	9,000円 (8,500円)

(イ) 第2種販売主任者免状に係るもの

改正前	改正後
6,200円 (5,700円)	7,200円 (6,700円)

ア及びイの表の( )内は、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合の額

(3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料 (別表10の項関係)

ア 保安確保機器の設置及び管理方法の認定に係る手数料の額の改定

認定を受けようとする者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合

改正前	改正後
110,000円	98,000円

イ 貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可に係る手数料の額の改定

改正前	改正後
17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額	15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額

ウ 液化石油ガス設備士試験に係る手数料の額の改定

改正前	改正後
21,400円 (20,900円)	23,200円 (22,700円)

( )内は、電子情報処理組織により受験願書を提出する場合の額

(4) 電気工事士法関係手数料 (別表50の項関係)

電気工事士免状の書換えに係る手数料の額の改定

改正前	改正後
2,100円	2,700円

(5) 宅地建物取引業法関係手数料 (別表61の項関係)

宅地建物取引士資格試験に係る手数料の額の改定

改正前	改正後
7,000円	8,200円

## 2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県県税条例の一部を改正する条例（条例第7号）

## 1 条例の概要

## (1) 改正の内容

ア 令和4年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税の課税方式及び税率を次のとおり改正することとした。（第16条関係）

(7) 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人のうち、2以下の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人の所得割の税率

区 分	改 正 前	改 正 後
所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4	100分の1
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.7	
所得のうち年800万円を超える金額	100分の1	

(4) ガス供給業を行う法人の課税方式及び税率

改 正 前			改 正 後		
業の区分	課税方式	税 率	業の区分	課税方式	税 率
導管事業	収入割	100分の1	導管ガス供給業	収入割	100分の1
ガス製造事業者			特定ガス供給業	収入割	100分の0.48
				付加価値割	100分の0.77
				資本割	100分の0.32
旧一般ガスみなしガス小売事業者	旧一般ガスみなしガス小売事業者	に同じ。			

イ 住宅及び住宅用地の取得に係る不動産取得税の特例措置の要件に該当すると認められるときは、当該不動産の取得者から申告がなかった場合であっても、特例措置を適用することができることとした。（第21条の2・第25条の2関係）

ウ 不動産の取得者が所定の期間内に当該不動産に係る登記の申請をした場合は、不動産取得税に係る申告又は報告を不要とすることとした。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りでないこととした。（第24条関係）

エ その他規定の整理

(2) (1)のアからウまでについては、地方税法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が令和4年3月31日までに公布されないときは、その効力を失うこととした。

(3) (1)のアからウまでについては、(2)の場合を除き、改正法による改正後の地方税法の規定の内容が当該規定に対応するこの条例の改正後の条例の規定と異なることとなるときは、廃止するものとする事とした。

## 2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)及び(3)については公布の日から、1の(1)のエの一部については令和5年1月1日から、1の(1)のウについては令和5年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例（条例第8号）

## 1 条例の概要

国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化のための事業が終了し、基金の設置を要しなくなったことから、島根県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止することとした。

## 2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第9号）

## 1 条例の概要

後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金の額を算出するための割合の改定（第6条関係）

改正前	改正後
零	10万分の38

## 2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第10号）

## 1 条例の概要

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理（第7条関係）

## 2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例（条例第11号）

## 1 条例の概要

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令等の施行に伴う引用する省令の題名の改正及び引用する条項の整理（第8条・第10条関係）

## 2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第12号）

## 1 条例の概要

- (1) 懲戒に係る権限の濫用禁止に係る規定の整備（第12条関係）
- (2) 引用する条項の整理

## 2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第13号）

## 1 条例の概要

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う引用する条項の整理（第6条・第7条・第67条関係）

## 2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例（条例第14号）

## 1 条例の概要

- (1) 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正

一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設とみなす特例の期限を令和 6 年 3 月 31 日まで延長することとした。

- (2) 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正

一定の指定障害者支援施設を福祉型障害児入所施設とみなす特例の期限を令和 6 年 3 月 31 日まで延長することとした。

## 2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行することとした。

### ◇島根県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第15号）

#### 1 条例の概要

- (1) 移動等円滑化のために必要な道路の構造基準として、次に掲げる道路及び施設に係る基準を定めることとした。

（第 2 条—第 6 条・第 33 条—第 49 条関係）

ア 自転車歩行者専用道路

イ 歩行者専用道路

ウ 旅客特定車両停留施設

- (2) その他規定の整備

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇島根県港湾施設条例の一部を改正する条例（条例第16号）

#### 1 条例の概要

- (1) 上屋の使用料の額に係る等級の見直し（別表第 2 関係）

供用開始時期	改正前	改正後
令和 4 年度以降	—	特等
昭和 56 年度から令和 3 年度まで	特等	1 等
昭和 50 年度から昭和 55 年度まで	1 等	2 等
昭和 49 年度以前	2 等	3 等

- (2) 貨物上屋の特等の使用料の額の設定（別表第 2 関係）

利用の形態	使用料の額	
利用期間 15 日以下	1 平方メートル 1 日につき	55 円
利用期間 16 日以上 30 日以下	15 日までの期間 1 平方メートル 1 日につき	55 円
	16 日以上の期間 1 平方メートル 1 日につき	60 円
利用期間 31 日以上 1 年未満	15 日までの期間 1 平方メートル 1 日につき	55 円
	16 日から 30 日までの期間 1 平方メートル 1 日につき	60 円
	31 日以上の期間 1 平方メートル 1 日につき	110 円
利用期間 1 年	1 平方メートル 1 年につき	20,500 円

- (3) (2)に消費税額（地方消費税額を含む。）を含めた貨物上屋の特等の使用料の額の設定（別表第 2 関係）

利用の形態	使用料の額	
利用期間 15 日以下	1 平方メートル 1 日につき	60 円 50 銭
利用期間 16 日以上 30 日以下	15 日までの期間 1 平方メートル 1 日につき	60 円 50 銭
	16 日以上の期間 1 平方メートル 1 日につき	66 円

利用期間31日以上1年未満	15日までの期間 1平方メートル1日につき	60円50銭
	16日から30日までの期間 1平方メートル1日につき	66円
	31日以上の期間 1平方メートル1日につき	121円
利用期間1年	1平方メートル1年につき	22,550円

## 2 施行期日

令和4年9月1日から施行することとした。

## ◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第17号）

## 1 条例の概要

## (1) 子育て支援住宅に係る規定の整備（第6条の2・第7条の2・第29条の2・第30条関係）

ア 立地条件、住戸の規模等が子育てに適すると認める県営住宅を「子育て支援住宅」とし、入居資格を子育てを行っている世帯に限ることとした。

イ 入居期間を定めて入居者を決定することとした。

ウ 入居申込者に入居期間に関する書面を交付して説明することとした。

エ 入居期間の満了日の1年前から6月前までにその満了日を通知することとした。

オ 入居期間を延長することが適当である事情がある場合は、入居期間を延長することができることとした。

カ 入居期間の満了前であっても、継続して入居することが適当でなくなった日から1年以内に、入居者は住宅を明け渡さなければならないこととした。

キ カの場合には、その明渡しの期限を定め、その期限の6月前までに通知することとした。

ク 入居期間（オにより延長したときは、延長後の入居期間）が満了したとき又はキの期限が到来したときは、明渡しを請求できることとした。

## (2) 県営住宅の設置を定めた別表から次の団地を削除することとした。（別表関係）

団地の名称	所在地
上郡団地	雲南市
赤名団地	飯石郡飯南町

## (3) その他規定の整理

## 2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第18号）

## 1 条例の概要

発電所の最大出力の変更（別表第1関係）

名 称	改 正 前	改 正 後
飯梨川第三発電所	250キロワット	270キロワット

## 2 施行期日

令和4年4月2日から施行することとした。

## ◇島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第19号）

## 1 条例の概要

県立中央病院の診療科目から小児外科を削除することとした。（別表関係）

## 2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。



◇県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第20号）

1 条例の概要

(1) 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正

ア 教育職員の昇給を行う場合においては、人事委員会規則で定める期間の末日の翌日から昇給を行う日の前日までの間の懲戒処分等の事由についても考慮するものとする。こととした。（第11条関係）

イ 勤勉手当は、基準日以前における人事委員会規則で定める期間における勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて支給することとした。（第25条関係）

(2) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正

教職員の昇給を行う場合においては、教育委員会規則で定める期間の末日の翌日から昇給を行う日の前日までの間の懲戒処分等の事由についても考慮するものとする。こととした。（第12条関係）

2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

◇県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第21号）

1 条例の概要

高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分		改正前	改正後	増 減
高等学校	教育職員	1,563人	1,599人	36人
	事務職員及び技術職員	186人	186人	—
特別支援学校	教育職員	994人	988人	△6人
	事務職員及び技術職員	80人	80人	—
小学校、中学校及び義務教育学校	教育職員	5,026人	5,026人	—
	事務職員及び技術職員	355人	358人	3人

2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

◇地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第22号）

1 条例の概要

(1) 地方警察職員が次に掲げる作業に従事したときは、銃器等犯罪捜査従事手当を支給することとした。（第21条関係）

ア クロスボウが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕の作業又はこれに相当する作業

イ クロスボウを所持する犯人の逮捕の作業

ウ クロスボウが使用され、又は使用されるおそれがある現場において行われる作業で人事委員会規則で定めるものの

(2) (1)に伴う規定の整理

2 施行期日等

公布の日から施行し、令和4年3月15日から適用することとした。

◇警察に関する手数料条例の一部を改正する条例（条例第23号）

1 条例の概要

(1) 指定講習機関が行う若年運転者講習に係る手数料は、指定講習機関に納付しなければならないこととした。（第

3条関係)

## (2) 銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料

銃砲等又は刀剣類の所持の許可証の書換えに係る手数料の額の改定（別表第1の31の項関係）

改正前	改正後
1,800円	1,600円

## (3) 道路交通法関係手数料（別表第1関係）

ア 認知機能検査等に係る手数料の額の改定（別表第1の41の2の項・41の3の項関係）

区 分	改正前	改正後
認知機能検査員講習	3,910円 (講習項目のうち高齢者と認知症の実態及び基礎理論並びに高齢運転者対策の概要について免除する場合にあっては、2,130円)	1,450円 (講習項目のうち高齢者と認知症の実態及び基礎理論並びに高齢運転者対策の概要について免除する場合にあっては、1,200円)
認知機能検査	750円	1,050円

イ 運転技能検査に係る手数料の新設（別表第1の41の4の項関係）

区 分	手数料の額
運転技能検査	3,550円

ウ 運転経歴証明書に係る手数料の額の改定（別表第1の47の3の項・47の4の項関係）

区 分	改正前	改正後
交付	1,010円	1,100円
再交付	1,010円	1,100円

エ 高齢者講習に係る手数料の区分の見直し（別表第1の49の項関係）

改正前		改正後	
区 分	手数料の額	区 分	手数料の額
実車あり		実車あり	6,450円
(ア) 合理化	5,100円		
(イ) 高度化	7,950円		
(ウ) 臨時	5,800円		
実車なし		実車なし	2,900円
(ア) 合理化	2,250円		
(イ) 高度化	4,450円		
(ウ) 臨時	2,350円		

オ 若年運転者講習に係る手数料の新設（別表第1の49の項関係）

区 分	手数料の額
若年運転者講習	講習1時間につき 2,250円

カ 若年運転者講習の通知に係る手数料の新設（別表第1の50の項関係）

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
若年運転者講習に係る通知を受けた者（当該講習を受けようとする者に限る。）	1件につき 900円

キ 特定任意高齢者講習（簡易講習）及びチャレンジ講習に係る手数料の廃止（別表第1の51の項関係）

## 2 施行期日

令和4年5月13日から施行することとした。ただし、1の(2)については、令和4年4月1日から施行することとした。

◇島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（条例第24号）

1 条例の概要

(1) 議員の定数の改正（第1条関係）

改正前	改正後
37人	36人

(2) 益田選挙区において選挙すべき議員の数の改正（第2条関係）

改正前	改正後
3人	2人

2 施行期日

公布の日以降最初に行われる一般選挙の期日の告示の日から施行することとした。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県条例第 1 号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表青年農業者等早期経営安定資金の項を削り、同表医学生地域医療奨学金の項免除の条件の欄第 1 号中「大学の課程（鳥取大学医学部に在学する者のうち島根県枠として入学した者が在学するものを除く。）を修了」を「大学在学中に貸付金の貸付けを受けていた者（鳥取大学医学部に在学していた者のうち島根県枠として入学し、その課程を修了した者を除く。）が、国家試験（医師法（昭和23年法律第201号）の規定による医師国家試験をいう。以下この項において同じ。）に合格」に、「（昭和23年法律第201号）」を「の規定」に改め、「この号」の次に「及び第 4 号」を加え、同欄第 2 号中「大学院の課程（大学院入学前に臨床研修を修了した者が在学するものを除く。）を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の翌月の初日」を「大学院在学中に貸付金の貸付けを受けていた者（大学院入学前に臨床研修を修了した者を除く。）が、大学院の課程を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の翌月の初日（大学院の課程を修了し、又はその修業を中止した日の属する月の末日までに医師免許（医師法の規定による医師免許をいう。）を取得していない者にあつては、国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日）」に改め、同欄第 3 号中「大学院の課程（大学院入学前に臨床研修を修了した者が在学するものに限る。）」を「大学院在学中に貸付金の貸付けを受けていた者（大学院入学前に臨床研修を修了した者に限る。）が、大学院の課程」に改め、同欄第 4 号中「大学の課程（鳥取大学医学部に在学する者のうち島根県枠として入学した者が在学するものに限る。）を修了」を「大学在学中に貸付金の貸付けを受けていた者（鳥取大学医学部に在学していた者のうち島根県枠として入学し、その課程を修了した者に限る。）が、国家試験に合格」に改め、「できなかった期間」の次に「（指定医療機関以外従事

等期間がある場合であって、指定医療機関以外従事等期間があることについてやむを得ない事由があると知事が認めたときにおける当該指定医療機関以外従事等期間と鳥取大学医学部附属病院において医師の業務に従事した期間（臨床研修を受ける期間を除く。）を通算した期間のうち知事が別に定める上限以内の期間を含む。）」を加え、「6年間」を「9年間」に、「3年」を「4年」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の表青年農業者等早期経営安定資金の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に貸付けの決定を行った医学生地域医療奨学金については、なお従前の例による。

---

島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県条例第 2 号

島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例

島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 5 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第 2 条第 9 項」に改める。

第28条の 4 中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第 7 号」を「第19条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

第46条第 1 項第 1 号中「第52条第 1 項」を「第52条（同条第 2 号に規定するものを除く。）」に改め、同条第 2 項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」を「個人情報の保護に関する法律」に、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第 4 章」を「個人情報の保護に関する法律第 5 章第 4 節」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

島根県吏員恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 3 号

島根県吏員恩給条例の一部を改正する条例

島根県吏員恩給条例（昭和 23 年島根県条例第 81 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項ただし書を削り、同条第 3 項ただし書中「国税徴収法」の次に「（昭和 34 年法律第 147 号）の規定」を加える。

第 23 条第 3 項中「第 29 条第 1 項第 2 号」を「第 29 条第 2 号」に改める。

第 33 条第 1 項ただし書中「第 2 項」を「次項」に改める。

第 33 条の 2 第 4 項中「第 33 条第 2 項」を「前条第 2 項」に改め、同条第 5 項中「第 33 条第 4 項」を「前条第 4 項」に改める。

第 52 条第 1 項中「日本電信電話株式会社法」を「日本電信電話株式会社等に関する法律」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の島根県吏員恩給条例第 11 条第 1 項ただし書の規定により担保に供されている恩給を受ける権利については、同項ただし書の規定は、この条例の施行の日以後も、なおその効力を有する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県条例第 4 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号ア中㉞を削り、㉞を㉝とし、㉝を㉞とする。

第 28 条第 2 号を次のように改める。

- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

第 32 条を第 34 条とし、第 31 条の次に次の 2 条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 32 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 33 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則



この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する  
条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 5 号

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正  
する条例

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成31年島根県条  
例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100分の117.5」を「100分の115」に改める。

別表第 1 中「11,600」を「12,000」に、「6,200」を「6,400」に、「800」を  
「830」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県条例第 6 号

### 島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項中「7,000円」を「10,400円」に改める。

別表 8 の項第 5 号ア中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に改め、同号イ中「8,700円」を「10,300円」に、「8,200円」を「9,800円」に改め、同号ウ及びエ中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に改め、同号オ中「8,700円」を「10,300円」に、「8,200円」を「9,800円」に改め、同項第 6 号ア中「7,900円」を「9,000円」に、「7,400円」を「8,500円」に改め、同号イ中「6,200円」を「7,200円」に、「5,700円」を「6,700円」に改める。

別表10の項第 7 号ウ中「110,000円」を「98,000円」に改め、同項第 9 号中「17,000円」を「15,000円」に改め、同項第15号中「21,400円」を「23,200円」に、「20,900円」を「22,700円」に改める。

別表50の項第 3 号中「2,100円」を「2,700円」に改める。

別表61の項第 2 号中「7,000円」を「8,200円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県条例第 7 号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 条」を「第 7 条の 2」に改める。

第 3 条第 1 項第 2 号中「第 4 条第 2 項」を「次条第 2 項」に改める。

第 5 条の 4 第 4 項第 1 号中「第 5 条の 3 第 2 項第 2 号」を「前条第 2 項第 2 号」に改める。

第16条第 1 項中「ガス事業法（昭和29年法律第51号）第 2 条第 5 項に規定する一般ガス導管事業及び同条第 7 項に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第 1 項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。次項及び」を「導管ガス供給業（法第72条の 2 第 1 項第 2 号に規定する導管ガス供給業をいう。次項において同じ。）及び特定ガス供給業（同項第 4 号に規定する特定ガス供給業をいう。第 4 項において同じ。）に限る。」に、「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同項第 1 号ウを次のように改める。

ウ 各事業年度の所得に100分の 1 の税率を乗じて得た金額

第16条第 2 項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第 4 項中「のもの」の次に「（法第72条の 2 第 1 項第 1 号イに掲げる法人を除く。）」を加え、同項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第 2 号とし、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 各事業年度の収入金額に100分の0.48の税率を乗じて得た金額
- (2) 各事業年度の付加価値額に100分の0.77の税率を乗じて得た金額
- (3) 各事業年度の資本金等の額に100分の0.32の税率を乗じて得た金額

第21条の 2 を次のように改める。

(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例に係る申告)

第21条の 2 法第73条の14第 1 項又は第 3 項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申告しなければならない。ただし、同条第 5 項の規定を適用することができる場合は、この限りでない。

第21条の 3 中「第73条の14第11項」を「第73条の14第12項」に改める。

第21条の 4 中「第73条の14第12項」を「第73条の14第13項」に改める。

第21条の 5 中「第73条の14第13項」を「第73条の14第14項」に改める。

第24条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、法第73条の18第 1 項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

第24条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 知事は、前項ただし書の規定にかかわらず、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、規則で定めるところにより不動産の取得者に前項各号に掲げる事項を申告させ、又は報告させることができる。

第25条の 2 を次のように改める。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の申告)

第25条の 2 法第73条の24第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申告しなければならない。ただし、同条第 6 項の規定を適用することができる場合は、この限りでない。

第26条第 3 号中「第73条の14第 6 項」を「第73条の14第 7 項」に改める。

第28条第 3 項第 1 号ア中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

第47条第 1 項第 5 号ア(イ) b(a)及びイ(ロ) b(a)中「第 4 号」を「前号」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 4 項及び第 5 項の規定 公布の日

(2) 第28条第3項第1号アの改正規定 令和5年1月1日

(3) 第24条の改正規定 令和5年4月1日

(事業税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の島根県県税条例（次項及び附則第5項において「新条例」という。）第16条の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 新条例第21条の2から第21条の5まで、第25条の2及び第26条の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(失効等)

4 第16条、第21条の2から第21条の5まで、第24条、第25条の2及び第26条第3号の改正規定並びに附則第2項及び第3項の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第 号。次項において「改正法」という。）が令和4年3月31日までに公布されないときは、その効力を失う。

5 第16条、第21条の2から第21条の5まで、第24条、第25条の2若しくは第26条第3号の改正規定又は附則第2項若しくは第3項の規定は、前項の場合を除き、改正法による改正後の地方税法の規定の内容が当該規定に対応する新条例の規定の内容と異なることとなるときは、廃止するものとする。

島根県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県条例第 8 号**

島根県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例

島根県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成14年島根県条例第58号）は、  
廃止する。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 9 号

島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

島根県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年島根県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「零」を「10万分の38」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。



島根県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 10 号

島根県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

島根県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年島根県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第81条の 2 第 4 項」を「第81条の 2 第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 11 号

島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例

島根県国民健康保険条例（平成29年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項第 4 号中「第 4 条の 5 第 3 項」を「第 4 条の 6 第 3 項」に改める。

第10条第 2 項中「国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令」を「国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 12 号

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第12条中「児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」を「児童」に、「児童等の」を「児童の」に改める。

第82条第1項第5号中「同法附則第20条第1項の」を「社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の」に、「附則第3条第1項」を「附則第10条第1項」に、「附則第20条第1項に」を「附則第27条第1項に」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 13 号

島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 3 号中「同法附則第20条第 1 項の」を「社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第 1 項の」に、「附則第 3 条第 1 項」を「附則第10条第 1 項」に、「附則第20条第 1 項に」を「附則第27条第 1 項に」に改める。

第 7 条第 2 項第 3 号及び第67条第 2 項第 3 号中「同法附則第20条第 1 項」を「社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第 1 項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 島根県条例第 14 号

島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 1 条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成30年島根県条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 4 年 3 月31日」を「令和 6 年 3 月31日」に改める。

(島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成30年島根県条例第 20号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「令和 4 年 3 月31日」を「令和 6 年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

島根県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県条例第 15 号

島根県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成 24 年島根県条例第 84 号）の一部を次のように改正する。

目次中「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等の構造」を、「立体横断施設」の次に「の構造」を、「乗合自動車停留所」の次に「の構造」を、「路面電車停留場等」の次に「の構造」を、「自動車駐車場」の次に「の構造」を加え、「第 7 章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第 33 条—第 37

「第 7 章 旅客特定車両停留施設の構造（第 33 条—第 44 条）  
条）」を

第 8 章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第 45 条—第 49 条）」  
に改める。

第 2 条第 1 号中「自転車歩行者道」の次に「、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路」を、「自動車駐車場」の次に「若しくは旅客特定車両停留施設」を、「のために必要な幅員」の次に「又は島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成 24 年島根県条例第 50 号。第 4 条において「県道構造条例」という。）第 47 条第 1 項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員」を加える。

第 2 章の章名中「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等の構造」を加える。

第 3 条中「設ける道路」の次に「、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」を加える。

第 4 条第 1 項中「道路構造令第 11 条第 3 項」を「県道構造条例第 13 条第 3 項」に改め、同条第 2 項中「道路構造令第 10 条の 2 第 2 項」を「県道構造条例第 12 条第 2 項」に改め、同条第 3 項中「又は自転車歩行者道（以下「歩道等」を「若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若し

くは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」に改め、「当該歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、県道構造条例第 45 条第 1 項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、県道構造条例第 46 条第 1 項に規定する幅員の値以上とするものとする。

第 5 条第 1 項及び第 2 項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第 6 条第 1 項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第 2 項中「除く。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第 3 章の章名中「立体横断施設」の次に「の構造」を加える。

第 12 条第 2 号中「装置」を「設備」に改め、同条第 5 号中「により、籠外から籠内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第 8 号、第 9 号及び第 13 号中「装置」を「設備」に改める。

第 13 条各号列記以外の部分中「以下」の次に「この条において」を加える。

第 4 章の章名中「乗合自動車停留所」の次に「の構造」を加える。

第 5 章の章名中「路面電車停留場等」の次に「の構造」を加える。

第 6 章の章名中「自動車駐車場」の次に「の構造」を加える。

第 37 条中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条を第 49 条とする。

第 36 条第 1 項本文中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同項ただし書中「当該歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第 2 項本文中「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同項ただし書中「及び自動車駐車場の路面」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面」に改め、同条を第 48 条とする。

第 35 条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次

の 2 項を加える。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を 1 以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第35条を第47条とする。

第34条第 1 項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び自動車駐車場」を「並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同条中第 3 項を第 5 項とし、第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第12条第11号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第 6 項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第42条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する 2 以上の設備がある場合であって、当該 2 以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該 2 以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第34条を第46条とする。

第33条に次の 4 項を加える。

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（第 5 項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の



付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

- 4 前項の案内標識は、日本産業規格 Z 8210 に適合するものとする。
- 5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第 33 条第 3 項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
- 6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

第 33 条を第 45 条とする。

第 7 章を第 8 章とする。

第 6 章の次に次の 1 章を加える。

#### 第 7 章 旅客特定車両停留施設の構造

##### (通路)

第 33 条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）第 1 条第 1 号から第 3 号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに 1 以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を 1.2メートル以上とすることができる。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由に

よりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 第 1 項の 1 以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第35条の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第36条の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(出入口)

第34条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とす

るものとする。

- (1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。
  - ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。
  - イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

第35条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。
  - (2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
  - (3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。
- 2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。
  - 3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

## (傾斜路)

第36条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- (1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。
  - (2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合、12パーセント以下とすることができる。
  - (3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。
- 2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- 3 第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

## (エスカレーター)

第37条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

- (1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。
  - (2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。
  - (3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。
  - (4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。
- 2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエ

スカレーターについて準用する。

- 3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第38条 第16条第 2 号から第 8 号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第39条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8 パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、1 パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2 パーセント以下とすることができる。
- (4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。
- (5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

(運行情報提供設備)

第40条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第41条 第30条から第32条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける

場合について準用する。この場合において、第31条第1項第1号中「第25条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第25条各号」と読み替えるものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第42条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とするものとする。

(1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第33条第1項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。

ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(券売機)

第43条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

(災害等の場合の適用除外)

第44条 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この章及び次章の規定によらないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 16 号

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例

島根県港湾施設条例（昭和39年島根県条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 上屋の部旅客上屋の項中「特等」を「1等」に、「2等」を「3等」に改め、同部貨物上屋の項を次のように改める。

貨物 上屋	利用期間15日以下	1 平方メートル 1 日につき	特等 55円 1 等 25円 2 等 20円 3 等 10円	特等 60円50銭 1 等 27円50銭 2 等 22円 3 等 11円
	利用期間16日以上30日以下	15日までの期間 1 平方メートル 1 日につき	特等 55円 1 等 25円 2 等 20円 3 等 10円	特等 60円50銭 1 等 27円50銭 2 等 22円 3 等 11円
			16日以上の期間 1 平方メートル 1 等 60円	特等 66円 1 等



	1 日につき	30円	33円	
	2 等		2 等	
	30円		33円	
	3 等		3 等	
	15円		16円50銭	
利用期間31日以上1 年未満	15日までの 期間 1 平 方メートル 1 日につき	特等	特等	
		55円	60円50銭	
		1 等	1 等	
		25円	27円50銭	
		2 等		2 等
		20円		22円
		3 等		3 等
		10円		11円
	16日から30 日までの期 間 1 平方 メートル1 日につき	特等	特等	
		60円	66円	
		1 等	1 等	
		30円	33円	
	2 等		2 等	
	30円		33円	
	3 等		3 等	
	15円		16円50銭	
31日以上の 期間 1 平 方メートル 1 日につき	特等	特等		
	110円	121円		
	1 等	1 等		
	50円	55円		
	2 等		2 等	
	40円		44円	

			3 等 20円	3 等 22円
	利用期間 1 年	1 平方メー トル 1 年に つき	特等 20,500円 1 等 9,200円 2 等 8,200円 3 等 4,500円	特等 22,550円 1 等 10,120円 2 等 9,020円 3 等 4,950円

別表第 2 備考 4 中「昭和56年度以降に供用を開始する」を「令和 4 年度以降に供用を開始したものとし、1 等とは昭和56年度から令和 3 年度までに供用を開始した」に、「1 等」を「2 等」に、「2 等」を「3 等」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の島根県港湾施設条例第 3 条第 1 項の規定により港湾施設の利用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県条例第 17 号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 に次の 1 項を加える。

- 3 保育所、幼稚園及び幼保連携型認定こども園、小学校並びにこれらに準ずる学校等の立地状況、住戸の規模、設備及び間取りその他の事情を勘案し、子育てに適すると知事が認める県営住宅（以下「子育て支援住宅」という。）の入居者は、前条第 1 項各号に掲げる条件を具備するほか、次条第 1 項の規定による入居の申込みをする際現に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者と同居し、かつ、その者を扶養する者でなければならない。

第 7 条第 1 項中「前条」を「前 2 条」に改める。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（子育て支援住宅の入居期間）

第 7 条の 2 知事は、前条第 2 項の規定により子育て支援住宅の入居者を決定する場合にあっては、当該子育て支援住宅に入居することができる期間（以下「入居期間」という。）を定めるものとする。

2 入居期間は、規則で定める。

- 3 知事は、前条第 1 項の規定により子育て支援住宅に係る入居の申込みをした者を入居者として決定しようとするときは、その者に対し、入居期間の満了する日までに当該子育て支援住宅を明け渡さなければならない旨を記載した書面を交付して説明しなければならない。

- 4 前項の説明を受けた者は、当該説明を受けた旨を証する書面を知事に提出しなければならない。

第 29 条の次に次の 1 条を加える。

（子育て支援住宅の明渡し）

第29条の2 知事は、子育て支援住宅の入居者に対し、入居期間の満了する日の

1 年前から 6 月前までに、入居期間の満了する日を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、当該入居期間が満了する日までに当該子育て支援住宅を明け渡さなければならない。

3 知事は、入居期間を延長することが適当である事情として規則で定めるものがあると認めるときは、子育て支援住宅の入居者の申請により、規則で定める期間の範囲内で入居期間を延長することができる。

4 前項の規定により入居期間の延長を受けようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。

5 第 7 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定は、第 3 項の規定により入居期間を延長する場合に準用する。

6 子育て支援住宅の入居者は、第 7 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、子育て支援住宅に継続して入居することが適当でないものとして規則で定める要件に該当することとなった日から 1 年以内に当該子育て支援住宅を明け渡さなければならない。ただし、同日から 1 年を経過する日が入居期間の満了する日以後である場合は、この限りでない。

7 前項の場合において、知事は、当該子育て支援住宅の明渡しの期限を定め、当該子育て支援住宅の入居者に対し、その期限の 6 月前までに通知するものとする。

第30条第 1 項中第 9 号を第10号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 子育て支援住宅の入居期間（前条第 3 項の規定により延長したときは、延長後の入居期間）が満了したとき又は前条第 7 項の期限が到来したとき。

第30条第 4 項中「第 7 号」を「第 8 号」に改める。

第41条第 2 号中「第40条」を「前条」に改める。

別表中	上 郡 団 地	雲 南 市	を
	そ ら 山 団 地		

赤 名 団 地	飯石郡飯南町
---------	--------

「

そら山団地	雲南市
-------	-----

」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 18 号

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 飯梨川第三発電所の項中「250」を「270」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 2 日から施行する。

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 19 号

島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表島根県立中央病院の項診療科目の欄中「、小児外科」を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県条例第 20 号

県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該期間の末日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該教育職員が法第 29 条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第 25 条第 1 項中「対し、」の次に「その者の基準日以前において人事委員会規則で定める期間における勤務成績及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和 29 年島根県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該期間の末日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該教職員が地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして教育委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第 12 条の 2 第 1 項中「（昭和 25 年法律第 261 号）」を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。



県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 21 号

県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

(県立学校の職員定数条例の一部改正)

第 1 条 県立学校の職員定数条例（昭和31年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1,563人」を「1,599人」に、「994人」を「988人」に改める。

(市町村立学校の教職員定数条例の一部改正)

第 2 条 市町村立学校の教職員定数条例（昭和31年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「355人」を「358人」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県条例第 22 号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和49年島根県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

本則中「銃器犯罪捜査従事手当」を「銃器等犯罪捜査従事手当」に改める。

第21条第 1 項第 1 号中「銃器」を「銃器又はクロスボウ（以下この項において「銃器等」という。）」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「銃器」を「銃器等」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 4 年 3 月15日から適用する。

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 23 号

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号中「（道路交通法第108条の 4 第 1 項に規定する指定講習機関）」の次に「（以下この号において「指定講習機関」という。）」を加え、「及び同表」を「、同表」に改め、「49の項の10の講習」の次に「及び同項の14の講習（指定講習機関が行うものに限る。）」を加え、「手数料 道路交通法第108条の 4 第 1 項に規定する指定講習機関」を「手数料 指定講習機関」に改める。

別表第 1 の31の項の 1 中「1,800円」を「1,600円」に改め、同表の41の 2 の項中「3,910円」を「1,450円」に、「2,130円」を「1,200円」に改め、同表の41の 3 の項中「750円」を「1,050円」に改め、同項の次に次のように加える。

41の 4 道路交通法第97条の 2 第 1 項第 3 号イの規定に基づく運転技能検査を受けようとする者		1 件につき 3,550円
--	--	---------------

別表第 1 の47の 3 の項及び47の 4 の項中「1,010円」を「1,100円」に改め、同表の49の項の12を次のように改める。

12 法第108条の 2 第 1 項第12号に掲げる講習		
(1) 普通自動車対応	1 講習につき	6,450円

<p>免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習</p>	
<p>(2) 普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第1種運転免許若しくは第2種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習</p>	<p>1 講習につき 2,900円</p>

別表第1の49の項の14中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に改め、同項中14を15とし、同項の13の次に次のように加える。

14 法第108条の2第 1項第14号に掲げる 講習	講習 1 時間につき 2,250円
----------------------------------	----------------------

別表第 1 の50の項中「又は第13号」を「、第13号又は第14号」に改める。

別表第 1 の51の項中	1 特定任意講習	1 講習につき 1,830円	を
	2 特定任意高齢者講習（簡易講習）	1 講習につき 1,410円	
	3 チャレンジ講習	1 講習につき 2,790円	

「  
1 講習につき 1,830円」に改める。  
」

#### 附 則

この条例は、令和 4 年 5 月13日から施行する。ただし、別表第 1 の31の項の改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第 24 号

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

島根県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成13年島根県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「37人」を「36人」に改める。

第 2 条の表益田選挙区の項中「3人」を「2人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、この条例の公布の日以降最初に行われる一般選挙の期日の告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に島根県議会の議員の職にある者に係る各選挙区において選挙すべき議員の数については、その任期が終わる日までの間に限り、なお従前の例による。